

# 防災体制の強化

【消防本部総務課】

## ◆ 消防署所の整備

### 1 目 的

市東部地区における，都市化の進展に伴う消防ニーズの増大・多様化に，迅速かつ的確に対応するとともに，本市消防・防災の拠点施設として，現中央消防署の駅東・東町の2分署を統廃合し仮称東消防署を新設，市東部地区の消防力強化と市民協働による総合的防災力の向上を図る。

### 2 概 要

- (1) 事業場所 中今泉町5丁目37番地ほか
  - ・敷地面積 約5,000㎡（消防用地として平成3年度取得済）
- (2) 事業年度 平成17年度～19年度
  - ・設計委託 平成17年度
  - ・建設工事 平成18年度～19年度
- (3) 施設概要 鉄筋コンクリート造3階建，延面積 約3,200㎡
  - ・本館 【1階】車庫，受付，待機室，救急消毒室等
  - 【2階】事務室，小会議室，食堂，厚生室，寝室等
  - 【3階】屋内訓練場兼会議室
  - ・付属施設 訓練塔，補助訓練塔兼倉庫，高圧ガス充填室等

### 3 スケジュール

- ・平成19年度 建設工事
- ・平成20年度 開署

◆ 地震防災マップの作成

【建築指導課】

◆ 住宅耐震化への支援

1 目 的

地震による建築物の倒壊等から市民の生命、生活の安全・安心を確保するため、市民に耐震改修の重要性・緊急性について積極的に普及啓発するとともに住宅耐震化への支援を推進する。

2 概 要

建築物の耐震化率を平成27年度までに90%以上にすることを目標とした「宇都宮市建築物耐震改修促進計画」に基づく事業である。

- ・地震防災マップを作成・配布による地震に対する備えの必要性等の普及啓発
- ・住宅の耐震診断、耐震改修の費用負担を軽減するための助成制度の充実、安心して相談できる環境の整備

3 スケジュール

- 19年度 耐震診断補助制度の拡充
- 耐震改修補助制度の開始
- 地震防災マップの作成・配布

◆ 災害時要援護者への対応

【高齢福祉課・障害福祉課】

1 目 的

風水害や地震等の自然災害が発生した場合に、被災する危険性の高いひとり暮らし高齢者や身体障害者等（以下「要援護者」という。）に対し、迅速かつ的確な対応が図られるよう、要援護者に対する支援体制を整備する。

2 概 要

平成18年度に策定した「宇都宮市災害時要援護者対応マニュアル」の次に掲げる事業を実施する。（概要別紙参照）

- (1) 災害時要援護者支援班の設置（保健福祉部を中心とした横断的な組織）
- (2) 地区災害時要援護者支援班の組織化⇒地域の体制構築支援（依頼・働きかけ）  
⇒自主防災会等地域関係団体に対して説明会を実施（地域の温度差を意識して実施）
- (3) 災害時要援護者登録の制度化⇒要援護者情報の把握（登録・台帳作成）
- (4) 災害情報伝達体制の整備
- (5) 福祉避難所の確保
- (6) 要援護者の防災意識の向上
- (7) 避難支援者の育成

### 3 スケジュール

平成18年度

「宇都宮市災害時要援護者対応マニュアル」の策定  
⇒「市地域防災計画」における「災害時要援護者支援計画」及び  
「災害時要援護者対策計画」を具体化し、要援護者のうち高齢  
者・障害者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルと  
して策定

平成19年度

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 5月    | 「宇都宮市災害時要援護者支援班」の設置        |
| 6月～8月 | 自主防災会等地域団体等への事業説明会         |
| 以降随時  | 地区要援護者支援班の設置（地域の実情を見極めながら） |
| 以降随時  | 地域に対して支援班設置の働きかけ           |
| 9月    | 広報紙等を媒体とした事業の周知            |
| 10月   | 要援護者へのダイレクトメールの送付          |
| 以降随時  | 事業の周知及び要援護者登録の推進           |